医第１４－２号
令和８年４月２日

一般社団法人埼玉県医師会会長
一般社団法人埼玉県歯科医師会会長　様

埼玉県保健医療部長　縄田　敬子
（公印省略）

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）に関するＱ＆Ａについて」の改訂について

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、令和８年３月３０日付けで厚生労働省医政局総務課から別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員への周知について特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、厚生労働省からの通知については、医療整備課のホームページに掲載していますので御参照ください。

≪参照≫　医療整備課「厚生労働省等からの通知」ホームページ
http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/kouroushou-tuuchi-home31.html

担　当：医療整備課医務担当
電　話：０４８－８３０－３５３９
E-Mail：a3530-03@pref.saitama.lg.jp